

**消費者  
5月間です**

**平成23年度のテーマ  
「地域で広げよう  
消費者の安全・安心」**

近年、食の安全・安心という消費生活の基本を脅かし、消費者の信頼を裏切った悪質商法など、暮らしの土台そのものを揺るがす問題が後を絶ちません。

市内でも、多重債務や携帯電話などの不当請求、訪問販売によるトラブルなどさまざまな相談が増えており、相談者も若年者から高齢者まで幅広い年代にわたっています。

こうしたトラブルは、早期発見、未然防止が極めて重要であることから、市は次のような取り組みを行っています。

- 警察などの関係機関と連携強化
- 行政回覧や町内放送設備を活用した消費生活関連情報の発信
- 出前トークなどの消費者啓発・教育活動 など

出前トークは、「悪質商法の対処法」などをテーマに、消費生活相談員が各地域での会合などに直接出向いて講演します。地域の安全・安心の確保の輪を広げるためにも、ぜひご活用ください。

**消費者は保護から自立へ**

平成16年に「消費者保護基本法」が「消費者基本法」に改正され、消費者の位置付けは「保護される者」から「自立した主体」へと変わりました。

自立した消費者になるためにも日ごろから次のことを心がけ、悪質商法などの手口にだまされないようにしましょう。

- ☆だまされないための心得☆
- ① 要らないときは、きっぱりと断る。
  - ② うますぎる話は疑ってかかる。
  - ③ 相手の親切な態度に惑わされない。
  - ④ 簡単に家の中に入れない。
  - ⑤ プライバシーを明かさない。
  - ⑥ その場ですぐに契約しない。
  - ⑦ 品物を受け取らないうちに支払いをしない。
  - ⑧ 日ごろから悪質商法などの情報に関心を持つ。

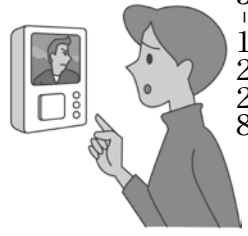
問い合わせ・相談窓口

市民生活課生活安全係

0824-73-1154

庄原市消費生活センター

0824-73-1228



**安心・安全な  
毎日のために**

**東北地方太平洋沖地震義援金  
名目の詐欺が発生しています**

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に関して、義援金や災害見舞金を送るという名目で、それらしい団体名を名乗って、電話やFAXで募金の振り込みを勧誘する。市町など公的機関の職員を名乗って電話し、現金を振り込ませたり、直接訪問したりして現金をだまし取る。

**善意を悪用されないために**

- 実績や収支を明らかにしている信用のおける団体を選択しましょう。
- 市役所や県庁の職員を装い、寄付を求めて個人のお宅に電話をかけたたり訪問したりすることが予想されます。
- 相手の言葉をうのみにせず、見ず知らずの個人や団体の募金には特に注意しましょう。

庄原警察署  
0824-720110

**春の全国交通安全運動**

5月11日(水)～20日(金)

子どもと高齢者の交通事故防止を基本に、自転車の安全利用の推進、飲酒運転の根絶、シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底の3つを重点にした運動を展開します。

☆夕方からの外出は、反射材用品などを着用しましょう☆



何度モ確認！右、左、右。

5月20日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。